授業科目名	刑法Ⅲ（各論）【20台】 刑事法Ⅲ　　【19台以前】	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	小野寺一浩	単位数	2	開講年次	1

授業科目の概要

刑法各論（財産罪を除く。）について講義する。
刑法各論の基本的知識・思考を正確に修得させることを目標とする。
刑法学における体系的思考を修得させ、具体的な事案に即して、それを問題的思考に組み直すことにより、刑法の解釈・適用に必要な基本的思考力を修得させることを目標とする。

到達目標

⑴　具体的事案の解決に用いることができるように基本的知識を修得する。
⑵　刑法上の問題点に関係する判例･(基本的な）学説の立場を理解し、それを説明することができるようになる。
⑶　具体的な事例について、刑法上の問題を指摘し、妥当な結論を導くための論理を組み立てることができるようになる。

成績評価基準および方法

小テスト（10％）、中間テスト（30％）、定期試験（60％）の成績により、評価する。
評価の基準は、上記の到達目標の到達度による。

テキストおよび参考文献

テキストとして、高橋則夫著「刑法各論（第３版）」成文堂（2018）ISBN 978-4-7923-5257-8（定価 4,950 円）を指定するが、他の教科書を使用したい受講生は、開講前に相談してください。その他必要な教材は、その都度指示、配布する。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

事前学習：テキストを精読し、正確に理解して授業に臨むこと。
予習時間は、最低５時間を目途とする（全員５時間の予習を行ったものとして、授業を進める。）。
事後学習：授業の内容を整理し、知識を正確なものとすると同時に、論点を整理し、法的思考能力を涵養すること。
復習時間は、約３時間を目途とするが、理解できない点があれば、理解できるまで復習すること。

授業計画および内容等

第１回	生命に対する罪⑴	1　授業方法の説明 2　生命に対する罪（殺人の罪、自殺関与罪・同意殺人罪、堕胎の罪、遺棄罪） 3　生命に対する罪について判例をベースとした設例の検討
第２回	生命に対する罪⑵ 身体に対する罪⑴	1　生命に対する罪について判例をベースとした設例の検討 2　身体に対する罪（暴行罪、傷害の罪）について概観、設例提示
第３回	身体に対する罪⑵	身体に対する罪について、判例をベースとした設例の検討
第４回	自由に対する罪⑴	自由に対する罪について基本事項を確認する。

第５回	自由に対する罪(2)	自由に対する罪について、判例をベースとした設例を検討する。
第６回	自由に対する罪(3)	自由に対する罪について、判例をベースとした設例を検討する。
第７回	人格的法益に対する罪(1)	名誉に対する罪を中心として基本事項を確認する。
第８回	人格的法益に対する罪(2)	名誉に対する罪について、判例をベースとした設例を検討する。
第９回	中間テスト	(1)　中間テスト (2)　中間テストの解説
第10回	社会的法益に対する罪(1)	放火の罪を中心として公共危険罪について基本事項を確認する。
第11回	社会的法益に対する罪(2)	放火の罪について、判例をベースとした設例を検討する。
第12回	社会的法益に対する罪(3)	偽造罪を中心として基本事項を確認する。
第13回	社会的法益に対する罪(4)	偽造罪について、判例をベースとした設例を検討する。
第14回	国家的法益に対する罪(1)	国家の作用に対する罪について、基本事項を確認する。
第15回	国家的法益に対する罪(2)	国家的法益に対する罪について、判例をベースとした設例を検討する。

関連 URL

備考欄

予習において生じた疑問は、授業中に解消すること。そのためには、積極的に質問すること。